

(参考1)

事件処理の経過

- 平成15年 4月16日 福岡県外3県の漁民19名による原因裁定書申請書
受付(第2号事件)
- 5月30日 漁業協同組合連合会による原因裁定申請書受付(第
3号事件)
- 6月27日 第1回審問期日
・申請人による申請書及び被申請人による答弁書
(第2号事件関係)陳述
・上記2つの申請の併合審理決定
- 7月28日 第2回審問期日
・被申請人による答弁書(第3号事件関係)陳述
- 10月21日 第3回審問期日
- 平成16年 1月19日 第4回審問期日
- 3月 1日及び26日 専門委員4名を任命
清水 誠 東京大学名誉教授(水産資源)
石丸 隆 東京海洋大学教授(海洋生物(浮遊生物))
灘岡和夫 東京工業大学教授(海洋環境)
朝倉 彰 千葉県立中央博物館上席研究員(海洋生物
(底生生物))
- 4月 2日 第5回審問期日
・申請人本人尋問(6人)
- 4月23日 第6回審問期日
・申請人申出の参考人尋問(2人)
- 5月21日 第7回審問期日
・被申請人申出の参考人尋問(2人)
- 27~28日 裁定委員会及び専門委員による現地調査
- 6月14日 第8回審問期日
・申請人及び被申請人申出の参考人尋問(3人)
- 9月 8日 第2号事件の申請人のうち2名から申請取下げの申
出
- 10月18日 第9回審問期日
- 平成17年 3月28日 第10回審問期日
・審問終結
- 8月30日 裁定

(参考2)

公害等調整委員会の漁業被害に係る裁定事件の先例

全9件

事件の表示	事 件 名	終結年月日	終結区分
昭和54年（ゲ）第1号	仙台湾における養殖海苔被害原因裁定申請事件	S56.3.30	調停成立
昭和55年（セ）第1号	佐伯湾における養殖真珠被害責任裁定申請事件	S58.10.17	裁定申請取下げ
昭和57年（ゲ）第1号	壱岐における養殖真珠被害原因裁定申請事件	H1.3.6	一部認容
昭和61年（セ）第1号（外1号） 昭和62年（セ）第1号	森浦湾における養殖真珠被害責任裁定申請事件	S63.7.21	調停成立
平成11年（セ）第2号	尾鷲市における養殖真珠被害責任裁定申請事件	H14.2.18	棄却
平成11年（セ）第3号	佐伯市における養殖真珠被害責任裁定申請事件	H15.1.31	一部認容
平成12年（セ）第1号 平成13年（セ）第1号	奄美大島における漁業被害等責任裁定申請事件	H15.6.17 H13.2.19	調停成立 裁定申請取下げ

調停成立4件、一部認容2件、申請取り下げ2件、棄却1件

(参考3) 事件の背景

国営諫早湾干拓事業は、諫早湾の湾奥部を潮受堤防によって締切り、調整池と大規模な農地を造成し、生産性の高い農業の実現と高潮、洪水等に対する地域の防災機能の強化を目的として実施されている。平成4年10月に潮受堤防工事に本格着手の後、平成9年4月には潮受堤防の締切が行われ、事業の完成に向けて現在なお工事が行われている。

他方、同事業については、潮受堤防締切後の平成12年度に有明海のノリ養殖が記録的な不作に見舞われたことなどから、その原因が同事業の工事にあるとの主張がされ、このため工事の差止めを求めて、平成14年11月に提起された「諫早湾西工区前面堤防工事差止請求事件」等の訴訟が係属している。

本件は、このような中で、工事と漁業被害との因果関係を解明するために、公害等調整委員会に対して原因裁定の申請が行われたものである。

(参考4) 「原因裁定」について

○ 公害等調整委員会の行う「裁定」は、審判の一種であり、公害紛争処理法に基づき、3人または5人の裁定委員から成る裁定委員会が、証拠調べ等所定の手続きを経て法律的判断（裁定）を下す手続である。

○ 「裁定」には、公害に関する被害についての損害賠償責任の有無及び賠償すべき損害額を判断する「責任裁定」と、本事案のような「原因裁定」の2種類がある。

「原因裁定」は、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じた場合において、不法行為責任その他の民事上の責任の成立要件の一つである加害行為と被害の発生との間の因果関係の存否だけについて集中的かつ能率的に審理を行い、法律的に判断するというものであり、公害紛争処理制度に特有の制度である。